

写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、  
製図機器用ケース、首飾り用ケース  
その他これらに類する容器

- ① 特定の物品又は物品のセットを収納するために  
特に製作し又は適合させたもの
- ② 長期間の使用に適したもの
- ③ 当該容器に収納される物品とともに提示される
- ④ 通常当該物品とともに販売されるもの

当該物品に含まれる

ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

通則 5 (a)

ケース、箱その他これらに類する容器

事例1： ナイフと専用ケース ⇒ ナイフで分類



第82.11項（刃をつけたナイフ）

事例2： トランペットと専用ケース ⇒ 楽器で分類

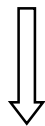


第92.05項（吹奏楽器）

## 通則 5 (a)

・・・ただし、重要な特性を全体に与えている容器には適用しない

**事例：香水が入った携帯用香水入れ  
(金及び七宝焼で装飾したもの)**



**重要な特性を全体に与えている**

**= 単なる容器ではない**



**第71.14項 (細工品) に所属を決定**

**※香水と分離課税 (第33.03項)**



(a)の規定に従うことを条件として、

- ① 物品とともに提示
- ② かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器

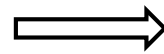
### 当該物品に含まれる

ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、この限りではない。

## 通則 5 (b)

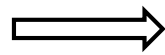
## 包装材料及び包装容器

事例1： 完成した靴とともに提示された『紙製の箱』と『保護紙』



第64類（靴）で分類

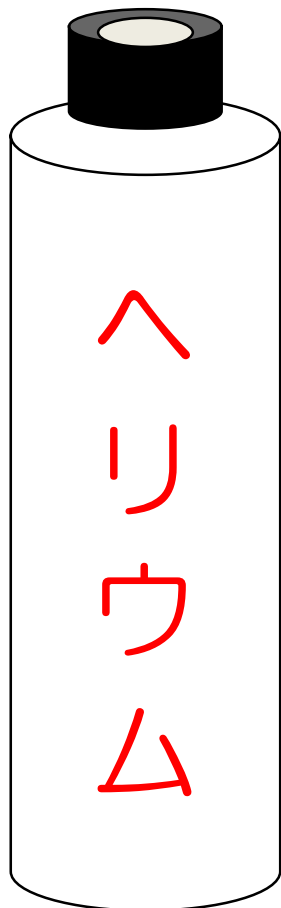
事例2： ネックレスとともに提示された『ポリエチレン製の袋』と『板紙』



第71類（ネックレス）で分類

## 通則 5 (b)

・・・ただし反復使用に適する容器には適用しない



事例：液化ヘリウムを充てんした  
『鉄鋼製高圧ガス容器』



反復使用に適することが明らかな  
包装容器



第73.11項(液化ガス用の容器)

※ヘリウムは第28.04項 (分離課税)

## 通則 6（抜粋）

### 号の所属を決定する為のルール

号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、

同一の水準にある号のみを比較することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

# 同一の水準にある号のみを比較するとは

## 第20部 雑品

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate				
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC
94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品					
9401.10	000	航空機に使用する種類の腰掛け	無税		(無税)		
9401.20	000	自動車に使用する種類の腰掛け	無税		(無税)		
9401.30		回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)					
	010	1 革張りのもの	4.3%		無税	無税	
	090	2 その他のもの	無税		(無税)		
9401.40		腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)			無税		
	010	1 革張りのもの	3.8%			無税	
	090	2 その他のもの	無税				
9401.52	000	とう、オーガ、竹その他これらに類する材料製の腰掛け					
		竹製のもの	無税		(無税)		
9401.53	000	とう製のもの	無税		(無税)		
9401.59	000	その他のもの	無税		(無税)		
		その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)					
9401.61		アッポホルスターのもの	無税				
	010	1 革張りのもの			(無税)		
	020	2 その他のもの			(無税)		
9401.69	000	その他のもの	無税		(無税)		
		その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)					
9401.71		アッポホルスターのもの			無税		
	010	1 革張りのもの	3.8%			無税	
	090	2 その他のもの	無税				

表の段落ちに注目し、通則3の適用などで、号同士を比較する必要がある場合に、同じ段落ちのレベルのもの同士を比較する



通則をふり返って

## 正しい品目分類に必要なこと

- 正確な商品把握
- 関税率表体系の理解
- 部注、類注の理解
- 関税率表の解釈に関する通則の理解



# 品目分類のための情報

**製法** （例：衣類 ⇒ 織物製品 or ニット製品）

**成分** （例：合金 ⇒ 最大重量 …）

**構造** （例：鉄鋼製品 ⇒ 中空の管 or 棒 …）

**機能** （例：加工機械 ⇒ 金属 or プラスチック、成形 or 研削 …）

**包装** （例：容器は反復使用に適するのか …）

**学名** （動植物）

# 関税分類の参考資料

- 実行関税率表（タリフ）
- 関税率表解説
- 分類例規  
国際分類例規・国内分類例規
- 品目分類事例（税関HPに公開）

# 関税率表解説 (HS品目表を補足)

世界税関機構(WCO)の公式の解釈である「Explanatory Notes」を翻訳したもの

## 関税率表解説・分類例規

注意:このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

### 関税率表解説(平成28年11月28日財関第1443号)

関税率表、輸出統計品目表の解釈のための解説を通達としたものです。WCOのExplanatory Note(解説書)が基になっています。

### 分類例規(昭和62年12月23日裁関第1299号、最終改正:平成28年11月28日財関第1444号)

関税率表、輸出入統計品目表に係る分類基準及び分類事例をまとめ通達としたものです。二部構成となっていて、第一部(国際分類例規)はWCOのClassification Opinion(分類意見)が基になっているもので、第二部(国内分類例規)は我が国における分類基準及び分類事例がまとめられているものです。

注:二種類以上の物品を混合した物品で輸入後その構成物品に分離する可能性があるものの取扱いについて

		国際分類例規	国内分類例規	
		適用範囲	適用範囲	適用範囲
関税率表の解釈に関する通則		○	-	○
第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	-	-	○
第1類	動物(生きているもの)	-	-	○
第2類	肉及び食用のくず肉	-	-	○
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物(せい)無脊椎(せい)	-	-	○

## 国際分類例規

WCOの公式の見解である「Classification Opinions」を翻訳したもの

## 国内分類例規

分類の不統一を生じやすい品目について、我が国独自に分類上の基準等を定めたもの

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

# 目次3. 事前教示制度

輸出入される皆さまから照会

(輸出入者、通関業者、個人輸入者等)

⇒ 税番の回答 ⇒ 申告等のサポート

<照会先>

東京税関業務部 首席関税鑑査官部門

<照会要件>

具体的で正確なもの (架空でない)

<回答内容>

関税率表の所属区分 (税番)、税率、分類理由

# 事前教示の種類



- ◆ 文書教示（書面による照会）
  - ＝回答は正式な税関としての見解
  - ⇒ 3年間、全国の税関で尊重される
  - ⇒ 税関ホームページで原則公開
- ◆ 口頭教示（窓口・電話・eメールによる照会）
  - ＝参考意見



『輸出入の手続き』をクリック

## 1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

ホーム

海外旅行の手続き

輸出入の手続き

水際での取



全国の税関

函館

東京

横浜

名古屋

大阪

現在位置: ホーム > 輸出入手続

いいね!

シェア

51

8+1

1

輸出入手続

## 事前教示回答事例(品目分類関係)

検索

リセット

キーワードを入力して検索

検索した項目を選択し、キーワードを入力してください。

全項目

公開可能な事前教示回答(品目分類関係)のすべてを対象にして、

複数のキーワード(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

一般的品名

一般的品名に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

## 事前教示回答(品目分類)

事前教示回答(品目分類)では、公開可能な事前教示回答の内容(登録番号、税関、処理年月日、一般的品名、税番、関税率)が検索できます。

▶ [事前教示回答\(品目分類\)検索画面へ](#)

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

### 事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した日付
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番(9桁から成ります。)
関税率	処理年月日の属する年度(もしくは暦年)の関税率(年があります。)協定税率の( )内の税率は、関税と日本

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

# お問い合わせ先

電話：03-3529-0700

E-mail: [tyo-gyomu-info@customs.go.jp](mailto:tyo-gyomu-info@customs.go.jp)

ご清聴ありがとうございました

